

令和 7 年

新 城 市 教 育 委 員 会

1 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

令和7年1月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 1月21日(火) 午後2時36分から午後3時53分まで

2 場 所 新城市市役所本庁舎 4階 会議室4-2、4-3

3 出席委員

安形博教育長 夏目安勝教育長職務代理者 夏目みゆき委員  
青山芳子委員 鈴木志保委員 伊藤雅朗委員

4 説明のため出席した職員

櫻本教育部長 原田教育総務課長 菅野学校給食課長  
村田生涯共育課長 河口生涯共育課参事 湯浅生涯共育課参事  
浅井生涯共育課参事

5 書 記

上野教育総務課総務係長

6 議事日程

開 会

日程第1

(1) 令和6年11月開催会議録について

日程第2

教育長報告について

日程第3

(1) 議案

第1号 新城市学校給食センター運営委員会規則の制定について(学校給食課)

第2号 新城市西部公民館管理及び運営に関する規則の一部改正について  
(生涯共育課)

第3号 新城市鳳来寺共育施設の管理及び運営に関する規則の一部改正について  
(生涯共育課)

第4号 新城地域文化広場の管理及び運営に関する規則の一部改正について  
(生涯共育課)

第5号 新城市作手B&G海洋センターの管理及び運営に関する規則の一部改正に  
ついて(生涯共育課)

第6号 新城市社会体育施設の管理及び運営に関する規則の一部改正について  
(生涯共育課)

第7号 新城市照明施設管理規則の一部改正について(生涯共育課)

第8号 新城市長篠地区多目的広場の管理運営に関する規則の一部改正について  
(生涯共育課)

- 第 9 号 新城市設楽原歴史資料館の管理及び運営に関する規則の改正について  
(生涯共育課)
- 第 10 号 新城市給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について  
(学校給食課)

日程第 4

(1) 協議事項

- ア 「教育環境に関する意向調査」結果に対する対応について(教育総務課)
- イ 新城市山村広場運営管理規則の一部改正について(生涯共育課)
- ウ 新城市リフレッシュセンター管理運営規則の一部改正について(生涯共育課)
- エ 新城市桜淵いこいの広場の管理及び運営に関する規則の一部改正について  
(生涯共育課)

日程第 5

(1) 報告事項

- ア 行事・出来事(1月、2月)について

閉 会

#### ○職務代理者

定刻になりましたので、ただいまから令和7年1月新城市教育委員会定例会議を開催させていただきます。

#### 日程第1 令和6年11月開催会議録について

##### ○職務代理者

はじめに、日程第1、令和6年11月開催会議録についてです。

会議録の内容につきまして、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

では、内容について承認であれば挙手をお願いします。

(全員挙手)

##### ○職務代理者

ありがとうございました。全員挙手ということで承認ということですので、ご署名をお願いいたします。

#### 日程第2 教育長報告

##### ○職務代理者

次に、日程第2、教育長報告についてお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

##### ○教育長

お願いします。

開始時間が遅くなり申し訳ありません。手短かに話をします。

まず、1月12日、新城市成人式が行われました。教育委員の皆様におかれましては、ご臨席賜り、誠にありがとうございました。415名の成人者、そのうちの337名が出席、81%ほどの成人者が出席をしたということです。実行委員を中心に、成人者の主体性が出た会であったと認識しています。例えばエンディングの実行委員の言葉、一般論ではなくて、個の経験に基づいて、これから社会を担っていくという立場で発言をされていました。とかく一般的にとか、とかく全体を代表してとかそういう感覚で捉えてしまいましたが、自分のことがああいう場で言えるというのはとても大事なことだなと思っております。

あと、市長の式辞あるいは実行委員のMCを聞く場面、私語がない状況で聞いておりました。私、会場の前列にいましたけれども、後ろから真剣に会を臨んでいる、そういう成人者の心意気が伝わってきました。幸多き人生を歩まれることを祈っております。

なお、これで400を超える成人者が、これから数が減ってきて、出席者の割合等も含めて考えると、恐らく来年度は小ホールで実施させていただく、来年度については大ホールの工事もありますので小ホールで実施させていただくことになります、よろしくお願いします。

もう一つ、1月26日、5日後、新城マラソンが行われます。80代の女性を皮切りに、1,011名でしたね、の参加者がありました。おおよそ3分の1は新城市在住の方、3分の1は豊橋か豊川市在住の方、そしてそれ以外のところに住んでみえる方が3分の1。参加者の名簿を拝見すると、市内の小中学校の先生のお名前がたくさんありました。中にはご家族そろってという方も見受けられました。校長も10キロの部に2人、5キロの部に1人出場します、若者に負けじと出場します。とて

もいい傾向だと思っております、天気も良さそうです。今、事務局が準備に追われておりますけれども、安全に会が開催されることを祈っております。

以上、教育長報告とさせていただきます。

#### ○職務代理者

ありがとうございました。ただいまの教育長報告につきまして、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

### 日程第3 議案

#### ○職務代理者

次に、日程第3、(1) 議案です。それでは、第1号議案、新城市給食センター運営委員会規則の制定について、事務局からお願いいたします。

#### ○学校給食課

お願いします。

新城市給食センター運営委員会規則の制定について説明いたします。

この規則につきましては、令和6年9月1日施行の新城市給食センターの設置及び管理に関する条例第5条に定める運営委員会を開催するにあたり、必要となる事項を整理したものです。

この条例の第5条を読みますと、運営委員会としまして、給食センターの運営に関する事項を審議するため、新城市給食センター運営委員会を置くとしてございます。その運営委員会を行うために必要な事項を規則で載っております。この運営委員会を開催するにあたりまして必要となる委員の任期や委員長設置など、条例の詳細部分を本規則で定める必要がありますので、規則を制定したものです。

以上となります。

#### ○職務代理者

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、質疑がありましたらお願いしたいと思います。

ないようでありますので、これは1件1件決議を取らせていただいてということで、よろしく願いしたいと思います。

ただいまの第1号議案につきまして、賛成の方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

#### ○職務代理者

ありがとうございました。全員賛成ということでよろしく願いしたいと思います、ありがとうございました。

続いて第2号議案、新城市西部公民館管理及び運営に関する規則の一部改正について、事務局からお願いいたします。

#### ○生涯共育課

議案第2号から第9号の規則改正につきましては、公共施設の利用申請方法が、令和7年4月利用分から施設予約システムに変更されることに伴う改正であるため併せて説明させていただきます。

改正の主な内容としましては、システム化により24時間受付が可能となるため、使用許可申請書

の受付時間を削除します。

次に使用許可取消申請について、取消とは行政行為であり、許可を受けた者が使う文言として適切ではないため、取消申請を中止届出に改めます。

最後に、許可書、変更決定通知書の様式の削除です。全庁的に行政側が発行する様式の規則からの削除を進めており、この機会に整理を行うものです。いずれも施行日は令和7年2月1日とします。

説明については以上です。

#### ○職務代理人

はい、ありがとうございました。施設の管理運営ということでありますけれども、申請から中止と、多くの資料がございますけれども、この件に関しまして、第2号から第9号までいろいろな施設が入っておりますけれども、質疑等をお願いしたいと思います。

#### ○教育委員

2つ教えてください。

今の話で、7年2月からインターネットによる施設予約システム導入に関わっての規則改正であるということによろしいですね。

#### ○生涯共育課

はい。

#### ○教育委員

それまでのそのシステムが変わった経緯を教えてくださいとありがたいということが1点。

もう一点は、インターネットによる施設予約システム導入で、関係施設の関係施設は全てインターネットでないと予約ができなくなるのか。もしそうであったらインターネットが苦手な方、あるいはインターネットがない方、そういう方の支援をどう考えてみえるのか。その2点、教えてくださいますか。

#### ○生涯共育課

まず、1点目の経緯ですけれども、この施設予約システムは、新城市のDX推進本部会議で、DXの推進の一つの方法として施設予約の方法をインターネットにするというところから始まっています。ですから、教育委員会の施設だけではなくて、広報1月号でもお知らせしていますけれども、市長部局施設も対象となっております。

インターネット操作の支援というところですが、今申しましたようにDX推進というのが大儀でありますので、基本は紙の申請の受付は行わないということで庁内全体で調整を進めております。施設の管理人へ操作の説明をしたりですとか、1月から利用者登録は始まっているのですが、利用者へはその操作方法等を対面で説明をしたりというように、説明についてはいろいろさせていただいております。これはスマートフォンでもできる操作です。例えば団体責任者だけではなくて団体の構成員の方にはスマートフォンを持ってらっしゃる方がいらっしゃると思うので、そういうところをお話しながら、今後はインターネットでやっていくことがもう社会全体的に進んでおりますので、納得をしていただくように説明していくつもりです。以上です。

#### ○職務代理人

進行の立場ですけれども、インターネットでの申込みのみということで、それに関する広報はこれから。

○教育委員

もう出てますよね。

○生涯共育課

そうですね、広報1月号でお知らせはさせていただいて、各施設に説明のリーフレットは置かせていただいて、今申しましたように、管理人から利用者には対面での説明をしております。

○職務代理者

分かりました。重ねてですけれども、利用者の方が、ほぼ決まった方が利用なさっているということが前提でしょうか。

○生涯共育課

市の公共施設の多くは、決まった方が使っていられることが多いのですが、ただ、このシステム予約へ移行するというのは、ある意味公平性を保つという意味合いもあります。今まで利用している方、それ以外の方でも、利用を知らなかった方であったりとか、使おうと思ったのだけれど、もう先に常連さんが入ってしまっていたりとかということもあったと思いますが、利用機会を公平に保つ仕組みになっています。

○職務代理者

ありがとうございました、分かりました。

○教育委員

例えば文化会館の会議室を借りる時、これまでは文化会館の窓口に行って予約する、さらに申請書を正式に書くということをやっていたんですね。

○生涯共育課

はい。

○教育委員

以前、予約だけはしてあるんです。窓口まで行って、申請の書類は正式に書いてない。予約しているのでインターネットでやる必要もないですね。

○生涯共育課

仮予約ということだったかと思いますが、それはある意味、一部の方たちだけに利益があったので、そこはあくまでも公平になります。文化会館は今回はホールについては予約システムから除外はしますが、会議室についてはあくまでもインターネットでというふうにやらせていただくので。

○教育委員

仮予約はなくなっちゃった。

○生涯共育課

そうです。ただ仮予約も、市の行事であったり学校行事であったり、必ず押さえないといけない考慮しないといけないものは管理者権限で操作しますが、そうでない場合の催物について、今までのように電話をして「空いている」と聞いて、「少し押さえていてね」というのは、今後はそのような運用はできません。

○職務代理者

ありがとうございました。そのほかの方で質問がございましたらお願いしたいと思います。

○教育委員

一つだけ確認ですみません。今の仮予約がなくなったということは、通年通して毎週水曜日とか木曜日とかに使いたいですとずっと押さえておくことはできなくて、その都度その都度全てを予約、1か月前とか2か月前のときに押さえるしかないという、やり方が変わるということでしょうか。

○生涯共育課

はい。

○教育委員

ありがとうございます。

○職務代理者

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、第2号議案から第9号議案につきましては同じ内容、使い方でございますので、一括で採決を取らせていただきたいと思います。

○職務代理者

原案どおり決定してよろしいでしょうか、決定であれば挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○職務代理者

ありがとうございました。全員賛成ということで決定させていただきました、ありがとうございました。

それでは、次に第10号議案、新城市給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について、事務局から説明をお願いします。

○学校給食課

お願いします。

それでは運営員会、先ほど規則の制定で説明させていただきました新城給食センター運営委員会を進めるにあたり、委員を決める必要がございます。この委員さんにつきましては、条例の中で、教育委員会が委嘱し又は任命することを定めておりますので、議案として提出したものです。

委員につきましては、学識経験者の方、また、児童生徒の保護者に加えまして、その他として給食に関係されている方々を委員としてお願いしたいと考えております。

こちらにこれらの方々からのご意見をいただくことで、今後の給食事業にとって有益になるものと考え、資料の方をお願いしたいと考えております。

以上です。

○職務代理者

ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いしたいと思います。

○教育委員

第10号議案の委員についてお願いします。委員は定年退職をされると思います。その後、引き続き立場は変わるけども、任命されて委員をされるということですか。

○学校給食課

運営規則の方にも少し触れさせてもらっていますが、委員に欠員が生じた場合前の方の任期をその

ままとし、新たな役職の方をお願いする予定です。

#### ○教育委員

次の校長会長が決まればそこに充て職として入っていただくということですね。

#### ○学校給食課

はい。

#### ○職務代理者

それでは、4名の委員さんがここで選出されております。人事案件でありますので、採決を取らせていただきたいと思います。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

#### ○職務代理者

ありがとうございました。全員挙手ということで決定させていただきました、ありがとうございました。

### 日程第4 協議事項

#### ○職務代理者

それでは次に移ります。日程第4、(1)協議事項です。

ア、「教育環境に関する意向調査」結果に対する対応について、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○教育総務課

それでは、説明をさせていただきます。

まず、教育環境に関する意識調査の結果につきましてはホームページで公表することとしておりますが、調査を依頼しました保護者の方に対しては、ホームページだけではなくて直接書面でお返しをしたいと考えております。保護者に直接お返しする書面が、先ほど確認させていただきました教育環境に関する基本方針から保護者意見の概要というものになります。これはホームページでも公開しますが、それとは別で小学校とこども園の3歳から5歳児の保護者の方にお配りをしたいと考えております。その内容について簡単に説明させていただきます。

まず、教育環境に関する基本方針ですが、これは意識調査の結果を基に今後の基本方針として示しますということがうたっております。

1の基本方針では、存続希望の割合が統合規模の割合を大きく下回る小学校においては、学区で協議し、2年間程度をめぐに存続か統合かを定めることとしております。前回の基本方針では令和7年度末をめぐにとしておりましたが、意識調査を継続して行うことで、今後、統合を希望する保護者の割合が増加することも予想されますので、このような表現に変更しております。

その他の小学校においても、学校ごとに周知をし、情報の共有を図ることとしております。

2のよりよい教育環境の構築に向けて、①から③までにつきましては前回お示ししたものと変更はありませんが、④番について、前回は作手地区においてはと限定した表現になっておりましたが、地区を限定しない表記としております。

3の教育行政、学校運営への反映については変更しておりません。

4の意識調査の継続につきまして、前回は3年ごとに実施としていましたが、「意識調査を継続し」

という表現に変更をしております。

その裏面が教育に関する基本方針の補足説明的な内容を記したものです。

1の基本方針に関する付記として5点、1の方針の前段部分で3点です。後段部分について2点の記載をしております。

3の教育行政、学校運営の反映については1点の付記の記載をしております。

その次の、存続・統合希望に関する結果については、前回お示しした内容から変更はございません。

それから次の予想される児童数と学級編制の詳細として、複式学級が発生する年度を表示しております。これは先ほどの1枚目の裏面といいますか、2ページ目の付記として②番と⑤番、②番は庭野小学校の意識調査の集計結果と、予想される児童数と学級編制の詳細を情報提供し、共有を図ります。⑤番では、将来複式学級が編成される小学校においては、予想される児童数と学級編制の詳細を情報提供し、共有を図ります。ということを表記しておりますので、その内容となるのがこの表になります。

それから、適切な学級規模に関する結果、円クラブがたくさん並んだものにつきましては、これまでのものと変更はありません。

最後に、保護者意見の概要として主だったものをこちらに列挙しております。小規模小学校の存続を望む意見と、小規模小学校の統合を望む意見、それぞれを載せております。

こちらを保護者の方にお配りするのと併せて、望ましい教育環境に関する基本的な考え、児童生徒数の推移をホームページで公表していきたいと考えておりますので、ご意見いただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○職務代理者

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、質疑等お願いしたいと思います。

#### ○教育長

一つ補足を。

#### ○職務代理者

お願いいたします。

#### ○教育長

A3の用紙が1枚があると思います。これは基本的に今提示した資料に基づくものなんですけれども、一つ、現小学生で特別支援に在籍する子供の数が入ったままの数が載っていたので、例えば舟着小学校、ここは元の資料では令和9年度は複式は編成されなかったんですけども、特別支援を除くと編成されますので、令和9年度から複式学級が編成されますと、そのように変えてあります。もう既に令和6年度の段階で、特別支援学級のお子さんについては普通学級の数としては入れていないという実質的な数を示したものですので、若干修正が入っているということで、これからはこの表を見ていただくときには、こちらのA3版で見ていただければ確かな数ということでお分かりいただけるかと思います。よろしくお願いします。

#### ○職務代理者

ありがとうございました。前回までのご意見について対応していただいているということです。質問、ご意見ございますか。

はい、お願いいたします。

#### ○教育委員

お願いします。

一つだけ、まず中身というよりも、この保護者の方たちに出される内容はここにありますが、子供がこれだけを出すのか、それともあの表といいましょうか、このようなことをやってこういう内容でこうやってお知らせしますみたいなものをつけた上でのこのページなのかというところを教えてください。

#### ○教育総務課

保護者の方にお配りするのは、前回と同じように封筒に入れてお配りしたいと思ってます。当然かがみ文とといいますか、挨拶文とといいますか、そういったものが1枚必要だろうとは思ってます。それはまだ今日はありません。

#### ○教育委員

そうですね。そこってすごく読むか読まないかとか目を通すところの要点みたいなものがまとめられると思うので、そこにこの凝縮したものがきっと書かれるのだらうなと思いますので、そこもご検討いただけるというのか、考えていきたいなと思いましたので、そこだけちょっと確認させていただきました。

#### ○職務代理人

ありがとうございました。

#### ○教育委員

続けてでお話して。

#### ○職務代理人

はい、お願いいたします。

#### ○教育委員

前回のときにいろいろとお願いすることばかり言ってしまったわけですが、今回このようにしてきっちり基本方針としてどのように進んでいくかということが具体的に示されたのは、とても分かりやすくなったかなと思いました。

実際にこれを提示されたときに、今後各学校で各保護者の方々が、また地区の方々にもこれから発展していくんだと思いますけど、これが順番に行われていったときに、それぞれの学校で向かう方向が決められてくるかなと思うと分かりやすいのではないかと思います。

#### ○職務代理人

ありがとうございました、申し上げたことがよく反映されているというご意見でした。

お願いいたします。

#### ○教育委員

基本方針の2段落目、その他の小学校においてという下の2行。非常に分かりやすい、そして、将来を見通せるということで非常に厚みを増した文言だと思っています。自分は賛同いたします。

2番の1、学区の柔軟化の検討について。確認ですが、本人の、保護者の強い希望があれば大規模校から小規模校だけではなくて、小規模校から大規模校への区域外通学について教育委員会で検討するという内容でよろしいですか。以前、教育長が現行の学区制度や指定校変更などに関する事務取扱

について慎重に検討するという答弁だったと思うんですが、それにも関わっているかと思います。

○教育総務課

指定変更を認める理由が14項目あります。そこをもう少し拡充するようなイメージだと思います。

○教育委員

今までは大規模校から小規模校へ特認校制度を使って行くことができると、そういう文言の要綱だったと思うんです。それを、要綱を変更をして小規模校から大規模校へも許可をするという、そういう内容かなと自分は理解をしたんですけども、そうではないんですか。

○教育総務課

今言われるような、小規模校から大規模校、大規模校から小規模校というのはあると思いますが、規模の大小だけでそれを認めましょうという話ではないと思うんですね。今は特認校に指定されている学校には行けますけど、特認校の学区の子は他の学校には行けないです。特認校ではなくても、特認校までは通わせられないけども今の学校では子供がうまく馴染めていけない、そういう保護者の方もみえると思うので、他の学校への転校も考えたい、そういうことも含めてです。

○教育委員

次に②番について、質問いいですか。小学校でいうと21人から30人ぐらいが適正規模であるという調査がありますが、あえてここに30人という基準を示した理由、それを教えてください。

それともう一つ。時期的なこと、二つ教えてください。

○教育総務課

学校教育課所管の内容かなと思うので、私のほうから答えづらいことでありますが。

○教育委員

例えば30人という基準がもっと低ければ、もっと、多くの学校が低学年を分けることができるんじゃないかという、そういうイメージがあるんです。予算のこともあって何とも言えないんだけど、何でそれで30人という数字が出ているのですか。

○教育総務課

今回いただいた意見の中では結構その辺の人数が出ていたような気がします。特に大きな学校だと30人を超える学級はという意見があったと思いますが、人数を下げるとそれだけ教員の手配も必要になるし、予算的なものも必要になるというところもあります。

○職務代理者

ほかの方でいかがでしょうか、関連でも結構です。

小学校低学年の児童数が30人というのは、1年生が30人、2年生が30人それぞれということで理解させていただいていますけども。

○教育委員

はい、すみません。

○職務代理者

お願いいたします。

○教育委員

先ほどの学区制の柔軟化のことですけれど、ここは以前にもこちらの学校のほうが近いから、行政区はこちらだからこちらの学校行くけれど、でもこちらのほうが近いからこの辺りの人たちはこっち

に行ったほうがいいんじゃないかとかといって申請とか要望とか伺いとかがあったときがあったかと思いますが、そのようなことが強く希望するというふうになっていくかどうかを検討することによってよろしいでしょうか。

それから、そのようなことというか、行政区をまたぐようなことになってきますので、この教育の学区制だけでなく行政も行政区の関わり方も検討するということがここに書かれていたほうがいいのかなとチラリと思ったりしましたが、煩雑になってしまうのか、それともそこはこれから検討していくのでここには記載しなくてもいいかなとは思いますが、学区と行政区の関わりがうまく表記できないものかと思い、ちょっと提案というのか、伺ってみましたというところです。

#### ○職務代理者

ありがとうございます。結構微妙なところだなという感じがしますが、柔軟化というのはまたもう少し幅の広い言葉になってくると思いますので、そこらも含めて検討という捉え方でいいんですかね。

#### ○教育委員

はい、ありがとうございます。

#### ○職務代理者

この件につきましては何とか協議をいただきましてですね、はい、すみません。

#### ○教育委員

④、義務教育学校に関するというこの文言はこれで良いと思います。ただ、これを具体的にするのに、義務教育学校の情報提供については校長会とか学校運営協議会を通じて、新城市内の小中学校全てに情報提供されるのがいいかなと思います。ただ、義務教育学校自体は自由なカリキュラムの編成ができるのでいいというメリットがある一方、どんどん小中学校が少なくなってきましたよね。そうすると9年間の人間関係がより固定化されてしまうというデメリット、あるいは小学校高学年がなかなか伸び悩む、リーダー性が発揮できないというデメリットもあると思います。ぜひ西尾市の佐久島のしおさい学校だとか、飛島村の飛島学園だとか、今実際にやっている義務教育学校を訪問をして実際検討してみるという、やはりそこが大事じゃないかなと思います。ぜひそういう機会を教育委員会あるいは学校、そういう希望があればやってもいいんじゃないかなと思います。

#### ○職務代理者

ありがとうございます。文言としてはこれでよろしいがということで、そのために研究をということですね。

いかがでしょうか、大筋でよくまとめていただいたと思われますけれども。

#### ○教育委員

実は昨日、新城市の公共施設の再配置計画検討委員会の会議に出させていただいたんです。ある委員の方からこういうご意見がありました。「自分の子供が通っている学校がなくなると通学するのに不便なので学校を存続させて多くの機能を集約させてほしい。」という提案だったんです。その会議の協力会社の発表があったのが、西浦小学校と西浦中学校、あるいは保育園、公民館、児童クラブ、そういう機能を持たせた複合施設を検討しているという事例紹介がありました。

そういう複合施設的な考え方は、学校統合再編に非常にいい手法だと自分は思います。ですから、そういうことを考えることによって、子供たちのよりよい、幅広い教育環境を考えることができるん

じゃないかなと思うので、ぜひ教育委員会でもそれを検討していただきたいし、各学校にも有益な情報だったらそれを流すべきだと思います。

**○職務代理者**

ありがとうございました。さらに目を広げて改善の方向を考えていこうというご提案だったと思います。ご意見、およろしいでしょうか。

**○教育委員**

すいません、もう一点だけよろしいでしょうか。

**○職務代理者**

お願いいたします。

**○教育委員**

先ほど、広報「ほのか」に載せる資料としてということで、これは今までの基本的な考え方、それから児童数の推移などが載せられるということですが、このアンケートのことだとか今回出された基本方針の部分は一切タッチしない形なののでしょうか。それとも、どの辺りまで「ほのか」には載せていくというのが、これだけということなのかをちょっと確認させていただきたいと思います。

**○教育総務課**

「ほのか」については今、担当課のほうで構成を考えていただいています。大体4ページから6ページぐらいと聞いてます。これをそのまま全て載せるにはボリューム的にページが足りませんので、どの程度を考えていただけるのか、その案をいただいてまたこちらで検討して、やり取りしながら市長部局にも確認を取りながら載せていきたいとは思っております。まだその案をいただけていないので、どの程度のものになるかというのは申し上げられない状況です。ホームページについては、これはそのまま、そのままといいますかこの内容ははしょらずに載せるつもりでおります。

**○教育委員**

基本的な考え方という、それと児童数のこの変異は必ず情報として必要なものかと思いますので、それがどのように縮まるかはその紙面によるんでしょうけれど、必要だと思われるところは必ずあると思いますので、その辺のところを載せながら今後どうしていくかとか、このようなアンケートを取ってこういう実態があるんだということは載せなくていいものなのかと思うと、広報にどこまで今の現在載せたほうがいいのかという検討は十分にされた方がいいかなと思いますので、その辺の確認をさせていただきました、よろしくお願いします。

**○職務代理者**

ありがとうございました。ほかにございますか。はい、お願いいたします。

**○教育長**

公表するにあたって2点、お考えいただきたい。

まず、基本方針、1行目、存続希望の割合が統合希望の割合を大きく下回る、この「大きく」という言葉が必要かどうか。今回たまたま庭野小学校が8割程度統合を希望するということでしたので「大きく」という表現を載せましたが、今後、例えばほかの学校でこういう状態になったとき、いつになったら地域で協議し2年間程度をめどに決めるのかというところで、「大きく」という言葉をなしにしていかなければいけないのが一つ。

もう一つは、2番の②、「小学校低学年の児童数が30人を超える学校」と書いてありますが、「1

学級30人を超える」のほうがいいかというところで2点、公表する文字としてより適切なものはどちらかということでご検討願えたらと思います。

○職務代理人

ありがとうございました。ただいまご指示がございました一件目の「大きく下回る」の「大きく」について、これを取り除いてはどうかというご意見でした、いかがでしょうか。

○教育委員

取り除いていいと思います。あともう一方のほう、「1学級30人」、これもそのほうが分かりやすいと思いますので、そちらで。

○職務代理人

ありがとうございます。「大きく」は取り除いてもよろしいし、さらに30人も1・2年生で30人ではなく、明確に「1学級30人」としたらということでございます。

ほかの意見の方はございますか。

ないようですので、そのような形でお願いをしたいと思います、よろしくお願いいたします。

○教育長

これはどういうことかという、いわゆる小規模校で、これから最後の4番に書かれている意識調査の継続を行った場合に、保護者が統合を例えば6割ぐらい求めてきたら、その段階で2年間をめぐりに統合か存続を決めていただくと、そういうことを意味すると思いますので、ほかのケースにも汎用性があるようにという意味で考えました。

以上です。

○職務代理人

ありがとうございました。

○教育委員

今、「大きく」という言葉を取るのはいいいけど、今、教育長が言ったようにあまりにも漠然としていて基準が分からないという文言になってくるんだけど、「大きく」を取ってもやはり分かりにくいですね。

○教育長

いや、つまり、例えば、10軒家庭があって、6軒が統合を望んだらその時点で協議をして、2年間の間に統合か存続かを決めるということです。

○教育委員

それは誰が判断するのですか。

○教育長

意識調査を行った段階で、保護者が統合を求めてくれば協議を絶対にしますよと、そういう保証です。

○教育委員

なるほど、教育委員会が主導するということですね。意識調査で多ければ教育委員会が主導してそういう協議の場を持つと、そういうことですね。

○教育長

そうです。必ずしももっと差がつかないと、7・3とか8・2とかそういう状態にならないと協議

はしませんよと取られてしまうので、今「大きく」という言葉を除いたほうがいいと思っていたのでということです。

○職務代理者

ありがとうございます。よろしいですか。

○教育委員

いいですか、ちょっと小さなことですけど、存続を望む意見と統合を望む意見の量が違って、たまたま主要な意見を拾って、例えば統合を望む意見の上から2つ目のポイントと一番最後は同じような質の意見だと思うので、2つ目は外してもいいかなということを考えていくと、例えば8ずつの意見にするとか統一したほうが、これだと誘導とは言わないですけど、拾った意見もメジャーな意見を拾いましたということだと思いますけど、ぱっと見たときに統合のほうに比重を置かれているというニュアンスで取れなくもないので、せっかくなら全部1ページ埋める意見で存続のほうを埋めるか、もしくは統合を望む意見の2番目と10番目が同じであれば2つほかの近い意見を削って8意見にするとか、統一されたほうがフェアなアンケート結果ということで提示できるかなと思いました。

○職務代理者

小規模小学校の存続を望む意見のほうの2番目ですよね、と、もう一方の。

○教育委員

一番下の、これもやはりいろいろな子に囲まれて生活できればコミュニケーション能力が身につくということ、人間力が育つというポイントだと思いますので、同じとしていいかなとも思います。ということを見ると割と近い意見もあるので、どこに重きを置くかという取り方にもよると思いますが、結局ポイントとしては分量を同じぐらいにされたほうがいいんじゃないかなという感想です。

○職務代理者

はい、存続を望む意見と統合を望む意見の量がほぼ同じようになるように。

○教育委員

はい。

○職務代理者

分かりやすいですね。

○教育長

ここ、迷ったんですけども、もともとの意見が統合を望む意見のほうが多かったというのがあって、その割合であまり差をつけてはいけないということで8・10ぐらいにしたんだけど、私もそう思いました。これをくっつけて、8・8なら8・8でいくほうが。

○教育委員

素直に受け取れるかなというのが。

○教育長

分かります、分かります。では、一度8・8にして、また近日メールで提案させていただきます。

○職務代理者

ありがとうございます。よろしいですか。

○教育委員

自分も同感です、同じような数字にしたほうが、8・8あるいは10・10。

一個質問、付記についてちょっと教えてください。

付記の中の一番最初の（１）。付記の（１）の３番、「教育委員会事務局が区長などの地区の代表者に相談し、協議の場を設けます。」という文言。今、確か庭野小学校を考える会で話し合われていると認識しているけども、まず、それとは別に新しく協議の場を設けるというこのですか。

#### ○教育総務課

そうですね、改めて事務局側、市側から区の代表の方に意向調査の結果はこうです、保護者の意見はこうです、区としてどう考えますかというものを問いかけたいです。それを受けた区がどこで協議するかは今の庭野小を考える会でもいいですし区の役員会でもいいですけども、そことはまた別の立ち位置で関わっていきたいとは思っています。

#### ○教育委員

今回の意識調査を踏まえると、この庭野小学校の統合問題で話し合われるんだったら、八名小学校の保護者も強い関心を持っているので、新しい協議の場をつくるんだたら八名小学校の地区の代表とか代表者が委員として参加してもいいかなと思うんだけど、それについてはどうですか。

#### ○教育総務課

いずれは必要になると思いますが、まずは庭野区が統合に対して前向きな意見だという前提がないと、庭野小学校をどうしようというときにほかの学区の方たちが入ってくるのはまだ早いかなという気がします。

#### ○教育委員

その強い方針が出たときに、庭野小学校のコミュニティスクールと八名小学校のコミュニティスクールの場で、具体的に協議の場で話し合っって寄り添っていくという形が将来的には一番いいかなと思っています。その協議の場はどういう場かを具体的に教えてほしかったので今、質問をしました。

#### ○職務代理者

ありがとうございました。よろしいですか、そのほかいかがですか。

継続で検討していただくことがございますので、ここで一旦切らせていただきたいと思います、ありがとうございました。

それでは、次にイ、新城市山村広場運営管理規則の一部改正について、事務局からお願いいたします。

#### ○生涯共育課

協議事項のイとウ、エについてですが、先ほどの議案の第２号から第９号と同様に、予約システムの稼働に伴う一部改正でございます、改正内容も同じでございます。こちら、一般の利用に供する目的で地方団体が設置した施設でありまして、市の規則であります、生涯共育課所管の施設であるため協議事項とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### ○職務代理者

イ、ウ、エについてまとめてお考えくださいということでございます。

先ほどの議案の扱いと同じ扱いということですが、ご意見等いただけたらと思います、いかがでしょうか。

#### ○職務代理者

特によろしいですか、山村広場、リフレッシュセンター、いこいの広場、予約申込みについてはイ

ンターネットでということですよ。

ないようですので、次に移らせていただきたいと思います、ありがとうございました。

#### 日程第5 報告事項 ア

##### ○職務代理者

日程第5、(1) 報告事項。

ア、行事・出来事(1月、2月)について、お願いいたします。

##### ○教育総務課

それでは、教育総務課からお願いします。

1月21日、本日ですが、定例教育委員会会議を開催しております。

24日、第2回教育委員代表者会議及び研修会が蒲郡市で開催予定です。出席される委員の皆様、よろしくお願いします。28日火曜日、総合教育会議を開催予定です。

2月に入りまして、3日の月曜日、豊橋市小中高特連携教育推進協議会が豊橋市市役所で開催予定です。

4日火曜日、愛知県市町村教育委員会連合会の第3回理事会が長久手市役所で開催予定です。

12日水曜日、新城設楽支所管内教育長会議が開催予定です。

21日金曜日、第2回東三河小中校特連携教育推進協議会が東三河県庁で開催予定です。

27日木曜日、定例教育委員会会議を開催予定です。

本日の次第にもありますが、開始時刻を午後の1時30分からとしたいと考えておりますので、ご承知おきください。また改めて連絡させていただきます。

教育総務課からは以上です。

##### ○教育長

申し訳ありません。今の1時30分、学習会が若干必要ですので、1時30分に集まっていただきます。学習会をやって、2時開始ということで、すみません、訂正していただけますか。

##### ○教育総務課

分かりました。

##### ○教育長

併せて2月27日木曜日、こちらは表紙が2月27日火曜日になっているので、2月27日が木曜日ということで、お間違えのないようにということでよろしくお願いします、2月27日、定例教委は2時から。

##### ○教育総務課

2時からということで、すみません、よろしくお願いします。

##### ○教育長

お願いします。

##### ○学校給食課

学校給食課からお願いします。

1月8日から3学期の給食の提供を開始しております。この1月、2月につきまして、受入室の工事の完成が続いておりまして、供用が開始されております。1月8日、鳳来中部小学校の受入室の供

用開始、2月3日、鳳来寺小学校の受入室の供用開始、2月10日、八名中学校の受入室の供用開始ということで、供用開始のできた学校が増えております。

下段の、その他に書いてあるとおり、残る学校は、現在工事をしておりますの新城小学校が次年度の建築工事に向けて書類の申請等をしております。現時点で工事が実際動いているのは東郷西小学校で、こちらにつきましては3月中の稼働を目指して現在工事を進めているところです。また、鳳来中学校の旧給食室の解体工事も終わりました、既に更地になっておりきれいな状態となっております。

以上です。

#### ○職務代理者

ありがとうございました。学校教育課は飛ばさせていただいていいですか。

#### ○生涯共育課

続きまして、生涯共育課共育係です。

1月12日日曜日、令和7年成人式を開催いたしました。委員の皆様につきましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございました。なお、式の様子は2月12日水曜日まで新城市ホームページで見ることができますので、よろしかったらご覧ください。

1月20日、昨日ですが、新城市PTA連絡協議会と共催で実施したタブレットアートコンテストの表彰式を開催しました。入選、入賞作品は資料9ページのとおりです。2月につきましては、各日程で共育講座を開催します。

共育・文化係からは以上です。

#### ○生涯共育課

図書館は飛ばしてスポーツ系の行事・出来事になります。

1月22日水曜日、B&G財団と自治体との連携強化と情報交換を図るため、B&G全国サミットに市長、教育長が出席いたします。

1月26日日曜日、新城総合公園及び周辺道路にて新城マラソン大会を開催いたします。先ほど、教育長が言われたとおり、1,011人の参加の申込みがございました。

2月については特には主要な行事はございません。

スポーツ係については以上です。

#### ○生涯共育課

引き続きまして、文化財、資料館、保存館からご報告申し上げます。

1月12日、連続歴史講座を資料館で開催いたしました。桶狭間の戦いについて名古屋市秀吉清正記念館の学芸員による講座でした。55名ほどの参加者がございました。

1月24日、文化財防火デーに伴いまして、防災訓練を稲木の長全寺で行います。こちらのお寺につきましては市の文化財が所蔵されているお寺になりますので、そこで放水訓練、それから檀家さんによる初期消火訓練等を行います。

1月26日、新城マラソンが済んだ後、昼から資料館で長篠・設楽原検定の中級編のテストを、検定を行います。

2月に入りまして、2日に先ほどの連続歴史講座の三方原の戦い、それから2月16日に小牧・長久手の戦いについての講座を開催する予定です。

以上です。

## ○生涯共育課

最後に鳳来寺山自然科学博物館の行事等です。

1月の行事等につきましては、1月4日から鳳来寺山自然科学博物館カードV o 1. 2を配布しています。

1月8日から3月16日まで、期間限定展示「へび展」を開催しています。

1月8日に第2回東三河ジオ資源活用推進連絡会がありました。

1月30日に博物館運営審議会が開催されます。

2月の行事等につきましては、2月1日から5月12日まで、特別展「星空への招待～深宇宙・銀河への旅～」を開催します。本日チラシを添付しました。太陽系や星雲などを特殊カメラで撮影した写真で紹介をいたします。

博物館からは以上です。

## ○職務代理者

ありがとうございました。

この件につきまして、ご質問等がありましたらお願いしたいと思います。

## ○教育委員

生涯共育課図書館、こちら、お話会は以前の読み聞かせのことだと思いますけれども、情報ということで。カトウキミコさんという方がいらっしゃいます。非常に朗読で活躍されている方で、新城広報紙の「ほのか」の第一期編集員をカトウキミコさんとさせていただいたことを今思い出しましたけれども、昔からすごく朗読に力を入れてらっしゃいまして、それが最近、何かコンテストで大きな賞を取られたというのをフェイスブックにアップされておりました。ですので、もうご存じかもしれないですけれども、ぜひカトウキミコさんにも図書館にお越しいただいて、皆さんの前でそのお話の会というか、読み聞かせというか、そういう企画をしていただけると皆さん喜ばれるのではないかなと思いましたので、よろしくお願いします。

## ○職務代理者

ありがとうございました。そのほかでいかがでしょうか。

ありがとうございました。ないようでありますので、以上をもちまして、令和7年1月新城市教育委員会定例会議を閉会とさせていただきます。

次回につきましては、先ほどお話がありましたとおりであります。ありがとうございました。

閉会 午後3時53分